

令和4年度 障害理解啓発に関する広報業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和4年度 障害理解啓発に関する広報業務

2. 委託業務の目的

障害のある方に関心が低い若年層（10代～30代）に対し、Web広告を活用し障害理解の啓発を図るとともに、併せて将来的な障害福祉の人材確保にも寄与する。（詳細は別添「令和4年度障害理解啓発に関する広報業務のコンセプトについて」（以下「本業務のコンセプト」）を参照）

なお、ここでいうWeb広告とは、LINEやInstagram、GoogleなどのSNSやWebを活用した広告をいう。

3. 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4. 委託業務の内容

- (1) 「障害のある方について知ってもらい、身近な存在として感じてもらう」ことに対して効果的なテーマおよび内容の提案

本事業は「障害のある方について知ってもらい、身近な存在として感じてもらうこと」を目標としたテーマ毎のランディングページを作成し、Web広告によりランディングページへの誘導を図るものである。テーマについては、発注者提案の下記テーマ、並びに受託者提案によるテーマの計2つを設定することとする。なお、提案にあたっては、「2. 委託業務の目的」に沿ったものであり、かつ、障害のある方と支援者を取材対象とすること（取材対象者の居住地は問わないが、活動拠点は仙台市内であること）を条件とする。

- 発注者提案テーマ：「障害のある方の様々な表現活動について」

障害のある方の表現活動（音楽、演劇、ダンス、イラスト、アニメーションを想定）とそれに対する思いについて取材・発信する。障害のある方だけでなく、支援者に対しても取材予定。取材先選定は発注者にて実施する。

（参考）昨年度コンセプト並びにテーマ

コンセプト：「障害のある方の活動を知ってもらうこと」

キャッチコピー：「無関心を壊せ。違いに目を向けよう。」

テーマ：①文化・芸術

②ふれあい製品

③障害者スポーツ

(2) ランディングページの制作

「2. 委託業務の目的」を達成するために、テーマに沿った効果的な内容並びにデザインとすること。

① ページ数（インデックス数）

ページ数（インデックス数）は指定しない

② 短時間で内容が伝わるページの作成

短時間で興味関心を引き付け、内容が伝わるページを作成すること。令和3年度実施事業のランディングページ平均滞在時間は「本業務のコンセプト」を参照。

③ 以下の内容を掲載すること

(ア) 本事業の目標である「障害のある方について知ってもらい、身近な存在として感じてもらおうこと」についてのキャッチコピー

(イ) (1) で設定したテーマに関するPR記事（詳細は「本業務のコンセプト」を参照）

- ・ 障害のある方の様々な表現活動について（発注者提案テーマ）
- ・ 受託者が提案するテーマについて

(ウ) その他、「2. 委託業務の目的」を達成するうえで効果的と思われるもの。

④ 公開時期

後述する広告の掲載期間に合わせて、発注者と協議の上、決定すること。

⑤ ランディングページの閲覧レポートについて

作成したランディングページの内容について、閲覧レポートを作成し、掲載期間終了後に発注者に対し報告を行うこと。閲覧レポートの対象期間は、ランディングページ公開期間とする。なお、閲覧レポート掲載項目として下記項目等を想定しているが、本業務のランディングページ分析にあたり有効な項目等を提案し、発注者と協議の上決定すること。

- ・ 下記項目別のページ表示回数、及び滞在時間等

ア) 性別・年齢別閲覧実績

イ) 月、日、曜日、時間帯別閲覧実績

ウ) デバイス別閲覧実績

エ) 閲覧経路、来訪者数・来訪ユーザー数

オ) 直帰率、離脱率、ページ閲覧数、滞在時間

カ) その他ランディングページ分析のために有効な項目

⑥ その他

(ア) パソコン及びタブレット端末、スマートフォンなど、マルチデバイスでの利用対応可能なページを制作すること。パソコンサイトとスマートフォンサイトは別のサイトではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される（パソコン以外のデバイス利用ユーザーがストレスを感じない程度の閲覧状態・構成・速度を意識した）構造とすること。

(イ) 第三者に帰属する著作権その他の権利に係る画像、書体、文章、記号、図形、色パターン等を用いる場合は、発注者が正当に利用できるよう、あらかじめ受託者の負担で必要な処理を行うものとする。なお、デザイン利用料等についても業務委託料に含まれるものとする。

(3) テーマに関する取材

① 取材に関する計画の作成並びに協議

受託者は取材に関する計画（インタビュー内容や対象者イメージ、スケジュール等を含む）を作成し、発注者と協議を行う。

② 取材対象者への取材許可等の依頼、並びに取材のスケジュールの調整

発注者が提案するテーマの取材対象者への取材許可等の依頼は発注者にて行い、発注者が許可を得た団体の連絡先については、同意を得たうえで受託者へ伝える。また、受託者が提案するテーマの取材対象者への取材許可依頼については受託者自身で行う。その後のスケジュール調整等、取材に必要な調整については、提案者によらず全て受託者にて行う。なお、いずれのテーマについても、取材にあたっては、発注者から取材対象者へ取材依頼書等を送付するため、調整の進捗状況等を発注者に情報共有すること。

③ 画像やインタビュー記事に関する許可

ランディングページ等で使用する画像やインタビュー記事について、受託者が事前に取材対象者に内容を確認して同意を得ること。

(4) Web広告の制作と掲載

ランディングページへ誘導するための効果的なWeb広告の手法を検討し、広告の制作及び掲載を行う。

① Web広告の媒体について

「2. 委託業務の目的」を達成するうえで最も効果的と思われる手法を選定すること。また、複数の媒体を組みわせることもできる。

② 広告として掲載するバナー等のデザイン等について

(ア) バナー等とは、ランディングページへ誘導するために各媒体に配信する広告全般を指す。

(イ) バナー等のデザインや形式、制作数に制限はないが、ランディングページのデザイン等との一貫性について考慮し、⑤の対象者への効果が期待できるものとする。

③ 広告配信費用について

委託料のうち、20～25パーセントを広告配信費用とすること。

④ 広告の掲載期間等

令和4年12月1日（木）以降の期間内で最も効果的と思われる期間を受託者が提案し、発注者と協議の上、設定すること。

※障害者週間である12月3日（土）から12月9日（金）の期間は必ず広告を掲載すること。

※設定した期間途中において設定した広告配信費用の上限に達した場合等はその時点で掲載終了とする。

⑤ 広告配信の対象者について

10代から30代の仙台市内居住者とする。なお、仙台市内のみに地域限定できない媒体についても、上記対象者への配信効果が期待できるものについては提案することも可とする。

⑥ 広告の配信レポートについて

実施した広告の配信内容について、配信レポートを作成し、広告期間終了後に発注者に対し報告を行うこと。配信レポートの対象期間は、広告実施期間とする。なお、配信レポート掲載項目として下記項目等を想定しているが、本業務の広告実績分析にあたり有効な項目等を提案し、発注者と協議の上決定すること。

- ・ 下記項目別の広告表示回数およびクリック数
 - ア) 性別・年齢別実績
 - イ) 月、日、曜日、時間帯別実績
 - ウ) デバイス別実績
 - エ) 配信先別実績
 - オ) その他分析のために有効な項目

⑦ その他

第三者に帰属する著作権その他の権利に係る画像、書体、文章、記号、図形、色パターン等を用いる場合は、発注者が正当に利用できるよう、あらかじめ受託者の負担で必要な処理を行うものとする。なお、デザイン利用料等についても業務委託料に含まれるものとする。

5. 特記事項

- (1) 業務内容を変更する必要がある場合は、発注者と受託者は協議してこれを定める。
- (2) 契約書及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者は協議して定める。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。

- (5) 受託者は、本業務を履行し得る十分な経験、専門技術を有したスタッフを配置し、誠実に契約内容を履行すること。
- (6) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に市に報告すること。
- (7) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、事前に市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (8) 本仕様に定める業務にかかる実費経費は、すべて業務委託料に含まれるものとする。契約期間内に発生する広報媒体のアカウント料金等についても業務委託料に含まれるものとする。
- (9) 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (10) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (11) 本業務において広報等を行う場合にあっては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (12) 契約期間終了後の広報媒体のアカウントの閉鎖については発注者と別途協議を行うものとする。
- (13) 制作したランディングページデザインデータ並びにWeb広告として掲載したバナー等デザインデータ等、本業務に基づいて制作された成果物の著作権については、その一切は、発注者に帰属する。
- (14) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (15) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、発注者においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (16) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わない。
- (17) 業務の実施に当たっては、仙台市個人情報保護条例を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

6. 事業計画・実績報告等

- (1) 業務委託契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。また、事業実施中においては実施状況報告書を、事業完了時には実績報告書（各種レポートを含む）を提出すること。（いずれも任意様式）
- (2) 成果物の納品
以下の成果物を紙媒体及び電子媒体で納品すること。
 - ① ランディングページに関する制作物
 - ② バナー等に関する制作物

③ 各種レポート

ランディングページ及び広告配信について、広報手段や実績、効果等を検証し、報告書を提出すること。

※①については、本業務終了後に仙台市ホームページ（以下ページを参照）に掲載予定であることから、ホームページ掲載に適したデータ形式でも納品すること。

<https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/syougairikai/interview.html>

(3) 納期

発注者と協議の上、契約期間内に提出すること。

7. 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いについては実績報告に基づく完了払いとする。